

10/20～ 人身取引（トラフィッキング）について

今週は、「人身取引」について考えたいと思います。

人身取引とは、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪で、「トラフィッキング」とも呼ばれています。

被害者の多くは、女性や子どもたちですが、男性も被害者となり得ます。売春などの性的な搾取だけではなく、労働搾取や、臓器の摘出を目的とする場合もあります。こうした目的で、被害者を売買することに限らず、暴力を振るったり、脅したり、だましたりするなどの手段を用いて、相手を支配下に置いたり、引き渡したりすることなどが人身取引とされています。

また、暴力、脅迫、詐欺などがあった場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても、人身取引となります。さらに、被害者が18歳未満の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭の授受や暴力、脅迫などがなくても、人身取引とみなされます。

人身取引は日本でも発生しています。人身取引による被害者数は、2012年時点で38人でしたが、2022年時点では90人と増加しています。また、検挙件数では、2012年時点で44件でしたが、2022年時点では83件と増加していることがわかります。

こうした中、国は、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護のため、2017年に国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する人身取引議定書を締結し、2022年12月には、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2022」が決定され、人身取引対策の取組が進んでいます。

軽い気持ちでやった「援助交際」、「パパ活」。同意があったとしても、どんな理由であっても、人身取引につながります。

人身取引は重大な人権侵害です。そして、深刻な国際問題でもあります。何より、人身取引が被害者にもたらす精神的・肉体的な苦痛は計り知れないものです。

もし、あなたの身近に被害者がいたら、警察署などに保護を求めるよう教えてあげてください。

この重大な人権侵害を一日も早く根絶するためには、私たち一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、対応することが大切です。